

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成28年9月2日 第12号
件名	「介護保険制度改善、介護報酬の引き上げを求め る」請願
請願者	文京区大塚三丁目36番7号 健商ビル5階 文京区社会保障推進協議会 会長 根岸京田
紹介議員	金子 てるよし
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	厚生委員会

請願理由

2015年の介護保険制度の改正で予防給付の訪問介護・通所介護は2015年4月に、区市町村が担う新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」（新総合事業）に移行されました（但し、2年の経過措置）。文京区においては2016年10月に移行すると聞いています。すでに実施した全国の市町村では従来の予防給付の基本報酬額に届いていません。文京区でも訪問介護は週1回・2回とも国基準相当のサービスは75%に削減されています。このことは今までの利用者に同じようなサービスを提供させながら報酬単価だけを下げた結果のため、事業所の事業継続を困難にさせる状況になることは明らかであり、地域の介護基盤を崩壊させかねません。

全国の要介護認定者の約4割を占める要介護1・2の認定を受けた人たち（文京区は38.1%「文の京」ハートフルプラン）の多くは生活援助サービスや福祉用具の給付など介護保険制度に支えられて、住み慣れた地域での生活を維持しています。利用者の家族もまた、給付により介護負担を軽減することが可能になっています。しかし、2015年6月に経済財政諮問会議が発表した「経済財政運営と改革の基本方針2015」では、「軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め、検討を行う」ことが示されました。これをうけて社会保障審議会介護保険部会では、要支援1・2に対する利用者負担の導入についての議論が始められています。また、居宅介護支援費（ケアマネジメント）にも、利用者負担の導入案が示されています。

厚生労働省はすでに要介護1～2までを含めて「軽度者」としてはいますが、これらの人たちには、認知症をはじめさまざまな病気や障害があり、暮らしを支える介護や生活支援は重要なものです。現在、利用者やその家族には、一連の給付見直しを巡る動きに対し、在宅生活に必要なサービスが削減されるのではないかとの不安が広がっています。サービスを担う事業者もまた、今後の介護保険事業の経営に不安を感じています。

2000年4月に導入された介護保険制度は、介護を社会全体で支え合う仕組みとして、国民の理解を得ながら今日に至っています。

私たちは、「軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他給付」への見直しは、老後の生活への不安を高め、介護保険制度への信頼が揺らぎかねないと強く危機感を抱いています。

介護が必要と認定された高齢者が、これからも住み慣れた地域での生活し、働く人も含めて介護家族の負担が重くならないようにするのが国・都・区などの行政の務めです。

請願事項

- 1 新総合事業の報酬単価を国基準のままに据え置いてください。
- 2 要介護1・2の給付の削減と、利用者負担の拡大を行わないよう国に要望してください。
- 3 居宅介護支援費（ケアマネジメント）に、利用者負担の導入を行わないよう国に要望してください。